

廃業補償特約のご案内

この特約がお役に立つとき（廃業補償特約）

土地家屋調査士賠償責任保険は会員が保険期間中に損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償するものです。廃業した後に受けた損害賠償請求については補償の対象になりませんので廃業補償特約にご加入ください。廃業補償特約は、廃業後（退会後）5年以内（廃業補償特約の保険期間中）に土地家屋調査士業務に起因して損害賠償請求を受け、元会員が賠償責任を負った場合に保険金をお支払いするものです。（保険期間中に、元会員が死亡された場合は、保険契約を元会員の代表法定相続人に名義変更いただいた上で、補償いたします。）

※時効、または除斥期間の経過により、ご加入者が法律上の損害賠償責任を負わない場合、この特約の補償対象とはなりませんので、ご注意ください。

この特約の加入対象者

この特約の加入対象者は、廃業直前まで土地家屋調査士賠償責任保険にご加入していた会員に限ります。

※全員加入型（Z(X)）のみにご加入していた会員も含まれます。

損害賠償請求対象期間（廃業補償特約の保険期間）

この特約の損害賠償請求対象期間は、調査士退会日から5年間です。

保険料（掛金）→ 損害賠償請求対象期間5年間分をご加入時に一括払いいただきます。

加入の型	保険料	加入の型	保険料	加入の型	保険料	加入の型	保険料
Z	6,600円	A	17,340円	B	24,290円	C	31,240円
D	34,940円	E	40,220円	F	46,640円		

※この特約の支払限度額、免責金額は廃業直前までご加入されていた土地家屋調査士賠償責任保険の土地家屋調査士業務危険と同一となります。

※当初の保険期間（5年間）終了後、5年間の延長契約をすることにより保険期間を最長10年まで延長できます（延長は5年間、1回のみ）。

ご加入手続

この特約は廃業時（退会時）にご加入いただくものです。したがって、この特約にご加入を希望される場合は、廃業前（退会前）に日本土地家屋調査士会連合会共済会までご照会ください。

この保険制度のご連絡先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館5階

取扱代理店 有限会社 桐栄サービス（担当：三神）

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階
TEL：03（5282）5166

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課（担当：羽角）
TEL：03（3259）6692

A15-150103 使用期限：2017年4月1日

土地家屋調査士賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款 + 土地家屋調査士特別約款 + 業務拡張補償特約 + 名誉き損補償特約 + 民間紛争解決手続業務補償特約 + 筆界特定業務補償特約 + 被害者治療費用等補償特約

ご加入のおすすめ



ご注意

○保険料が変更となっておりますので、必ず保険料表（6ページ）でご確認ください。

申込締切日 平成27年12月25日（金）必着

損害賠償請求対象期間（保険期間） 平成28年4月1日から1年間

日本土地家屋調査士会連合会共済会 千葉県土地家屋調査士会

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
取扱代理店 有限会社 桐栄サービス